

災害応急対策活動等に関する基本協定 募集要領

「災害応急対策活動等に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願い致します。

令和 7 年 7 月 7 日

中国地方整備局

山陰西部国道事務所長 大西 良平

基本協定締結説明書

1. 協定概要

- (1) 協定名 災害応急対策活動等に関する基本協定
- (2) 活動場所 山陰西部国道事務所において事業を行う山陰道沿線（萩市、阿武町、長門市、下関市、益田市）（以下、「活動区域」という。）を原則とする。（別図活動区域参照）ただし不測の事態が生じた場合は活動区域以外での活動を要請する場合もある。
- (3) 活動目的 本活動は、活動区域において災害が発生、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、貴社で保有される建設機械、資材及び労力等（以下、「資機材、労力等」という。）により応急対策活動を実施することを目的とする。
- (4) 協定期間 協定締結日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日【最長 1 年 6 ヶ月】
- (5) 協定締結日 協定締結日は以下のとおりとする。
 - ア 8 月末までに申請書提出の場合、10 月 1 日
 - イ 11 月末までに申請書提出の場合、1 月 1 日
 - ウ 2 月末までに申請書提出の場合、4 月 1 日
 - エ 5 月末までに申請書提出の場合、7 月 1 日
- (6) 出動要請 基本協定に基づく出動要請を行う時点で応募資格の内容を満足していない場合は、契約の相手方として選定できない場合がある。

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和 7・8 年度の一般競争（指名競争）の参加資格の希望工種を「一般土木工事」、「維持修繕工事」、「機

械設備工事」、「電気設備工事」又は「通信設備工事」の認定を単体で受けていること、又は申請を行っていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

なお、令和 7・8 年度の一般競争（指名競争）参加資格申請中の場合は、「令和 7・8 年度受付票」「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（文書郵送方式の場合は、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）様式①－１）」「国土交通省地方整備局等（道路・河川・官庁営繕・公園関係）希望工事（文書郵送方式の場合は、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）様式①－２）」の写しを基本協定参加資格確認申請書に添付して提出すること。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 次のいずれかの実績を有するものであること。
 - ① 過去 15 年間（平成 21 年度以降）に山陰西部国道事務所、山口河川国道事務所又は浜田河川国道事務所と「災害応急対策活動等に関する基本協定」を締結した実績。
 - ② 平成 21 年度以降において、工事の施工実績があること。なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係を除く。）の発注した工事に係るものにあつては、工事成績評定通知書に記載されている評定点（以下「評定点」という。）が 65 点未満のものは実績として認めない。
また、当該実績が財団法人日本建設情報総合センターの「工事成績情報システム（CORINS）」（以下、「CORINS」という。）に登録を義務付けている発注機関の工事の場合は、CORINS に登録されていなければ、実績として認めない。ただし、500 万円未満の工事についてはこの限りでない。
- (6) 次に掲げる基準を満たす技術者が、本活動を総括的に管理できること。
 - ① 申請書提出日において、協定締結希望者と 3 箇月以上の直接的な雇用関係にあること。
 - ② 1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
 - ・ 1 級建設機械施工技士
 - ・ 1 級電気工事施工管理技士
 - ・ 1 級電気通信工事施工管理技士
 - ・ 監理技術者の資格を有する者。

- ・技術士法による技術士（建設部門、農業部門（農業土木）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木）、機械部門、電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」、「機械」並びに「電気電子」とするものに限る。））の資格を有する者。

・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

- (7) 公募参加資格確認申請書（公募参加資格確認のための添付資料を含む。この説明書において「申請書」という。）の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 山口県内又は浜田地方生活圏（浜田市、江津市）益田地方生活圏（益田市、津和野町、吉賀町）に建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所のいずれかが所在すること。

3. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、2. に掲げる応募資格を満たしている者とする。
- (2) 選定、非選定の結果については、書面により通知する。

4. 担当部局

〒758-0041 山口県萩市江向318番地2

国土交通省中国地方整備局 山陰西部国道事務所 工務課（総務課専門調査官）

TEL 0838-21-3910（代表） 内線513

FAX 0838-21-3921

E-Mail sanin-soumu01@cgr.mlit.go.jp

5. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望する場合は、下記資料を作成し提出すること。

① 基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】

押印を省略する場合は、申請者印を押印しない代わりに該当書類に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先（連絡先は2つ以上）（以下、「連絡先等」という。）を記載すること。

※ 確認のため、記載の連絡先に担当者から連絡をさせて頂く場合があります。

② 過去の施工実績【別記様式2】

次のいずれかの実績を証明できる資料を提出すること。

- 1) 過去15年間（平成21年度以降）に山陰西部国道事務所、山口河川国道事務所又は浜田河川国道事務所と「災害応急対策活動等に関する基本協定」を締結した実績とする場合については、工事名の欄に「災害応急対策活動等に関する基本協定」と記載し、実績が証明できる書類（協定書の写し等）を添付すること。
- 2) 平成21年度以降において、工事の施工実績とする場合については、施工実績が証明できる書類（CORINSの写し等）、CORINSに登録されていない工事等につ

いては、確認できる書類（契約書の写し等）を提出すること。

③ 技術者の資格【別記様式 3】

※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出すること。ただし、複数人の場合は、代表者分のみで良い。

④ 担当区域及び建設資機材等の提供可能数量調査表【別紙－ 1】

ダウンロードしたエクセルデータに入力し、4. 担当部局メールアドレス宛提出すること。

(2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出すること。

① 提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参、郵送（書留に限る）又はメール（PDF ファイル）とする。別紙－ 1 は、エクセルデータも提出すること。

② 受付期間：令和 7 年 7 月 7 日(月)から令和 8 年 1 1 月 3 0 日 (月)
までの土日・祝日を除く毎日、9 時 0 0 分から 1 7 時 0 0 分
までとする。（郵送は必着のこと。）

③ 提出場所：4. に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がある場合、メールにより提出すること。

② 提出方法：E-Mail

② 受領期間：令和 7 年 7 月 7 日(月)から令和 8 年 1 1 月 3 0 日(月)の
1 7 : 0 0 まで

③ 提出場所： sanin-soumu01@cgr.mlit.go.jp
件名「R 7 災害協定（工事）申請書作成の質問について」

(4) (3)の質問に対する回答書は、以下のとおり E-Mail での通知又は、当事務所ウェブサイト
サイトに質問受け付け約一週間を目処に掲載する。

(5) その他

① 申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に使用せず、
協定締結後別紙－ 1 については活動目的以外に使用しない。

また、協定締結にかかわらず、申請書並びに別紙－ 1 の一部のみを採用しない。

③ 提出された申請書（追加資料を含む）は返却しない。別紙－ 1 について、協定締結
しない場合は、確実に破棄するものとする。

④ 協定締結後、別紙－ 1 について個別にヒアリング等を行う場合がある。

基 本 協 定 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

担当官

中国地方整備局

山陰西部国道事務所長 大西 良平 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

令和 7 年 7 月 7 日付けで募集のありました「災害応急対策活動等に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書 5. (1)②に定める過去の協定又は施工実績を記載した書面
【別記様式 2】
- 2 基本協定締結説明書 5. (1)③に定める技術者の資格等を記載した書面
(※記載は、代表とする技術者分のみ)【別記様式 3】
- 3 基本協定締結説明書 5. (1)④別紙ー 1 『担当区域及び建設資機材等の提供可能数量調査表』
- 4 基本協定締結説明書 2. (2)に定める一般競争（指名競争）参加資格申請書類の写し

(問い合わせ先)

本件責任者（部署名・氏名）：_____

担当者（部署名・氏名）：_____

連絡先 1（代表）：_____

連絡先 2（直通）：_____

メールアドレス：_____

(押印省略の場合、連絡先は 2 つ以上記載すること。押印の場合は 1 つでよい。)

過 去 の 施 工 実 績

[記入例]

会社名：

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	受 注 者 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町名)
	最 終 請 負 金 額	
	工 期	平成 年 月 ～ 平成 年 月
	受 注 形 態	単体／J V (出資比率)
工 事 内 容	構造形式、 規模・寸法、 使用機材・数量、 施工方法、等	
CORINSへの登録の有無		有り（登録番号を明記）又は無し

注) ・CORINS 登録有りとする場合は、登録内容を事前に確認しておくこと。

- ・CORINS に登録されていない等で施工実績が証明できない場合は、工事の工事实績が確認できる書面（工事の実績が確認できる契約書類／施工計画書及び図面等）の写しを添付すること。CORINS データに数量等が登録されていない場合は、それらを確認できる契約書等の写しを添付すること。図面は A 3 以下に縮小のこと。
- ・CORINS に登録を義務付けている発注機関の工事（500 万円未満の工事は除く。）の場合は、CORINS に登録されていなければ、実績として認めない。
- ・記入する施工実績の発注機関名は、当該工事の契約日における名称とすること。

【別記様式 3】

技 術 者 の 資 格

[記入例]

会社名：

技術者の氏 名 (フリガナ)		技術者 ○○ ○○ ○○ ○○
生年月日（和暦）		昭和○○年○○月○○日
法令等による資格・免許		1 級○○施工管理技士（取得年及び登録番号）
貴社に在籍 される技術 者数（中国 地方整備局 管内）	1 級土木施工管理技士又 はこれと同等以上の資格 を有する者	1 級土木 ○○人 1 級建設機械 ○○人 1 級電気工事 ○○人 1 級電気通信工事 ○○人 監理技術者 ○○人 技術士（××部門） ○○人
	2 級土木施工管理技士又 はこれと同等以上の資格 を有する者	2 級土木 ○○人 2 級建設機械 ○○人 2 級電気工事 ○○人 2 級電気通信工事 ○○人
	その他（労務者含む）	○○人

- ・記載する技術者名は代表者を記載して下さい。
- ・貴社に在籍される技術者は実人数で記入願います。2 つ以上の資格保有者は最上位資格で計上して下さい。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、2. （6）②に示す資格のことです。
例えば、一級土木施工管理技士で、監理技術者証（土）をお持ちの場合は、一級土木で計上して下さい。

【資料 1】『担当区域希望調査』

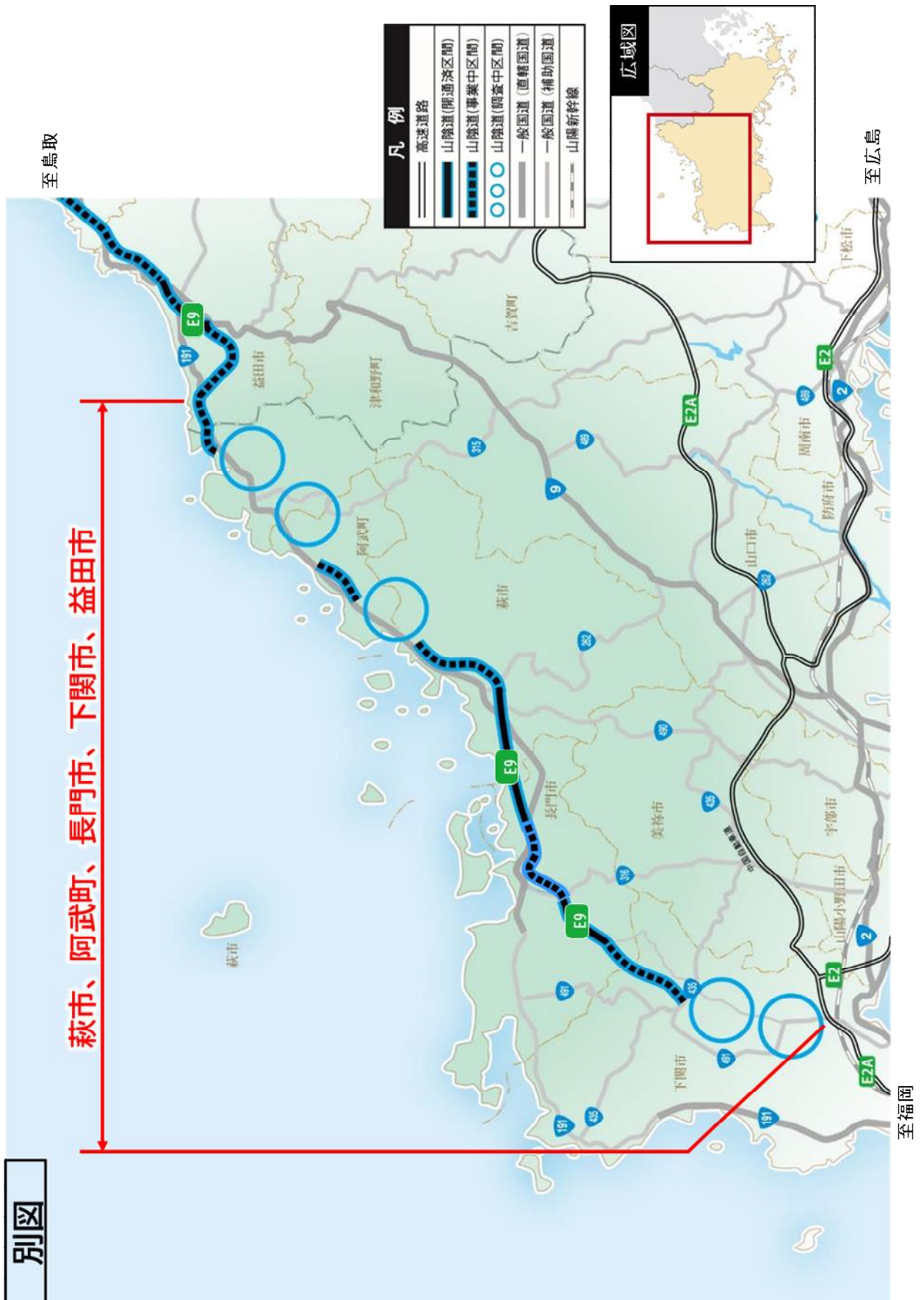
災害応急対策活動を行うにあたり、希望される活動区域は別紙－ 1 に記載願います。なお、区域については、別図『活動区域』を参照願います。

（希望される区域は、複数の区域選択が可能です。）

※区域内の市町は、以下のとおりです。

- ・ 萩・阿武地区 萩市、阿武町
- ・ 長門地区 長門市
- ・ 下関地区 下関市
- ・ 益田地区 益田市

【別図】『活動区域』



基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

- ☐ 基本協定参加資格確認申請書【別記様式 1】 →必須提出

会社の施工実績関係

- ☐ 過去の施工実績【別記様式 2】 →必須提出
- ☐ 施工実績を確認できる書面（協定書、契約書の写し等）
→CORINSに登録されていない場合及びCORINSで確認できない場合等は必須提出
- ☐ 工事成績評定通知書の写し
→当該工事实績が大臣官房官庁営繕部発注の工事又は地方整備局発注の工事の場合は必須提出

技術者の資格・経験

- ☐ 技術者の資格【別記様式 3】 →必須提出
※提出は、代表とする技術者分で結構です。
- ☐ 直接的かつ恒常的（3 箇月以上）な雇用関係が確認できる資料
→（健康保険被保険者証、監理技術者証等） →必須提出
- ☐ 技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出

技術資料

- ☐ 【別紙－1】『担当区域及び建設資機材等の提供可能数量調査表』→必須電子提出
- ☐ その他詳細な地図等参考資料 →必要に応じ提出

令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格申請書類

- ☐ 受付票、申請書、希望業種の写し →申請中の場合提出
（協定締結日までに登録が完了していること）

これらの添付資料が未提出の場合は参加資格を認めない場合がありますので、ご注意下さい。

【別紙－１】『担当区域及び建設資機材等の提供可能数量調査表』

業者名	本店・支店・営業所等 所在地	希望活動区域	電話番号 F A X 番号	緊急時連絡先				提供可能数量												
				氏名	電話(携帯)番号	メールアドレス(携帯電話)	メールアドレス(パソコン)	建設機械置場住所	建設機械				労務							
									機種	規格	自社, 協力等	台数	オペレータ 人数	オペレータ除く 人数						
	(本店)	萩・阿武地区	(TEL)	連絡順①							自社	台	人	人						
	(支店)	長門地区	(FAX)	連絡順②							協力									
	(営業所)	下関地区		連絡順③							リース									
		益田地区																		
								建設資材置場住所	建設資材											
									建設資材	規格			数量							

※緊急時の連絡先は、有事の際に夜間休日でも連絡がとれるものとしてください。
※メールアドレス（パソコン）は、資料等の送受信が可能なものとして下さい。
※建設機械等については、U A Vも含む

自社：自社持ち

協力：協力業者

リース：レンタカー、リース

災害応急対策活動等に関する基本協定（案）

（目的）

第1条 この協定は、地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等の異常な現象下に、国土交通省山陰西部国道事務所長 大西 良平（以下、「甲」という。）が事業を行う山陰道沿線等において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、建設機械・資材及び労力等（以下、「建設資機材等」という。）を保有している、株式会社 ○○建設 代表取締役社長 ○○ ○○（以下、「乙」という。）に対し、「災害応急対策活動等（以下、「活動」という。）」に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

（活動区域）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動区域は、山陰道沿線（萩市、阿武町、長門市、下関市、益田市）のうち別図に示す区域を原則とする。ただし、不測の事態が生じた場合は活動区域以外での活動を要請する場合もある。

（活動内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、乙で保有する建設資機材等により応急対策活動を実施するものである。

また、活動区域が道路である場合は、緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法第76条の6（以下「災対法」という。）に基づき、移動命令の伝達、周知のための立て看板の設置及び障害物の撤去も実施するものである。

（建設資機材等の報告）

第4条 乙は、申請時に報告した建設資機材等に著しい変動があった場合、又は甲から要請があった場合は、乙は書面により速やかに甲に報告するものとする。

2. 甲は、甲の保有する建設資機材等を、あらかじめ乙に書面により通知するものとする。

（建設資機材等の提供）

第5条 甲及び乙は、それぞれから要請があった場合は、特別な理由がない限り、相互に建設資機材等を提供するものとする。

（出動の要請）

第6条 甲は、乙に対し、第2条の活動区域等で発生した災害状況に応じ、本活動を実施するための出動を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。

2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。

3. 甲乙相互の通信連絡が不能で、乙が被害状況を把握している場合は、甲からの要請があったものと見なし、乙の判断で出動するものとする。なお、集結場所は被害箇所最寄りの出張所とする。

（活動の実施）

第7条 乙は、前条に基づく出動の要請があった場合は直ちに活動を実施するものとする。

2. 活動の直接の指示は、山陰西部国道事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

4. 災対法に基づき車両移動等措置を行う場合には、別冊「災害対策基本法に基づく車両移動の運用に関する手引き」により行うものとする。

5. 災対法に基づき車両移動等措置を行う場合には、乙は、甲が別途発行する「身分証明書」を携帯するものとする。

（説明会）

第8条 乙は、甲が保有する災害対策用機械の操作等の説明会に甲から参加要請があった場合には、可能な限り参加するものとする。

（契約の締結）

第9条 甲は、乙に第6条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

（活動の完了）

第10条 乙は、活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した活動の内容及び建設資機材等の使用数量を書面により甲に報告するものとする。

（費用の請求）

第11条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第9条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第12条 甲は、前の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第9条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第13条 活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(有効期限)

第14条 本協定の有効期限は、令和○年○月○日から令和9年3月31日までとする。

(その他)

第15条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

令和 ○年 ○月 ○日

甲 国土交通省 中国地方整備局

山陰西部国道事務所長 大西 良平

乙 株式会社 ○○建設

代表取締役社長 ○○ ○○

別図

